

候補者の政策をまとめた  
選挙公報を配布します

4/5(金)までに順次全世帯に配布するほか、4/20(火)から区役所などでも入手可能です。広報さっぽろの点字版、音声版を利用している方には、別途点字・音声版のお知らせを郵送します。

最近住所を変更した方、  
今後変更する方は要確認

今年に入って市外から転入した方や、3/9(土)以降に市内で転居する方、投票日までに市外に転出する方は、お住まいの住所で投票できない場合があります。詳しくは区の選挙管理委員会へお問い合わせください。

投票所までの移動を  
支援するサービスがあります

介護保険や障害福祉サービスなどによる外出介助を受けている方で、投票所まで一人で移動することが難しい方は、ヘルパーの付き添いが受けられる場合があります。区役所(1ページ)の保健福祉課にご相談ください。

投票所案内はがきや選挙公報、  
ホームページをチェックして、  
みんなで選挙に行こう!



ホームページ 札幌市 選挙 検索

2

仕事やレジャー、病気などで4/7(日)に投票所へ行けない方は  
**期日前投票**ができます

時間 8時30分～20時

場所 「投票所案内はがき」の裏面に記載している区役所や区民センターなど

時間と場所が4/7(日)の  
投票日とは異なります

■告示日と期日前投票の期間

選挙の種類	告示	期日前投票の期間
知事	3/21(祝)	3/22(金)～4/6(土)
市長	3/24(日)	3/25(月)～4/6(土)
道議会議員 市議会議員	3/29(金)	3/30(土)～4/6(土)

※土・日曜も投票できます。また、4/4(木)～6(土)の間、投票所を増設します。詳しくは「投票所案内はがき」の裏面をご覧ください



3月30日(土)以降は、  
全ての投票を一度に  
済ませられるのね

3

以下に該当する方は  
**不在者投票**ができます

- ①札幌市外に滞在中の方  
旅行先や帰省先など、滞在地の選挙管理委員会で投票できます。
- ②指定を受けた病院や老人ホームに入院・入所している方  
その施設で投票を行うことができます。
- ③下表に記載の障がいのある方、介護保険の要介護5の方  
郵送で投票できます。事前に区の選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けた上、4/3(木)までに投票用紙を請求する必要があります。

■郵便などによる不在者投票ができる方

身体障害者手帳	障がいの部位	程度		
		1級	2級	3級
	両下肢、体幹、移動機能	○	○	×
	心臓、腎臓、呼吸器、 ぼうこう、直腸、小腸	○	—	○
	免疫、肝臓	○	○	○

  

戦傷病者手帳	障がいの部位	程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
	両下肢、体幹	○	○	○	×
	心臓、腎臓、呼吸器、 ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	○	○	○	○

①③は投票前に事前手続きをする必要がありますので、お早めに区の選挙管理委員会へお問い合わせください。②は各施設へお問い合わせを。

知事、道議会議員、市長、市議会議員を決める

選挙に行こう! 投票日は4/7(日)

私たちの住む街や、暮らしを良くするために話し合う代表者を決める選挙が、4/7(日)に行われます。  
このページで投票の方法を確認し、忘れずに投票しましょう!

【詳細】区の選挙管理委員会(区役所内/1ページ)

投票日の時点で  
満18歳以上の方が投票できます!

平成13年(2001年)4月8日までに生まれた方が対象

私は当日  
仕事で投票に  
行けないかも



どうやって  
投票したら  
いいんだろう?



1  
投票所での投票の流れ

投票所は自宅に郵送される「投票所案内はがき」の表面に記載しています

①投票用紙を受け取る



投票用紙は選挙の種類ごとに白色・薄青色・薄黄色・桃色の4枚に分かれています。

②候補者1人の氏名を記入



道議会議員、市議会議員は選挙区ごとの候補者名を書きます。

③投票箱に入れる



知事、道議会議員、市長、市議会議員の順に4回繰り返して投票終了!

「投票所案内はがき」を  
3/21(祝)から順次発送します

投票所や時間、期日前投票に関するなどが書かれているので、確認の上、投票所にお持ちください。はがきを紛失したり、忘れてしまった場合でも投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。3/24(日)までにはがきが届かない場合はお住まいの区の選挙管理委員会へお問い合わせください。

■投票所案内はがきの見本

